

魯迅輯『古小説鈎沈』校釈―『幽明録』(八)―

富永一登

51 鍾繇忽不復朝會、意性有異於常。寮友問其故。云、「常有婦人來。美麗非凡。」問者曰、「必是鬼物。可殺之。」

後來、止戸外曰、「何以有相殺意。」元常曰、「無此。」慙慙呼入、意亦有不忍、乃微傷之。便出去、以新綿拭血、竟路。

明日、使人尋跡、至一大塚。棺中一婦人、形體如生。白練衫、丹繡襦、傷一髀、以襦中綿拭血。自此便絶。〔廣記三百十七〕※鄭晚晴輯注本二二五頁

【校異】①「問」、「廣記」作「問」、「問者」二字、屬上句。鈎沈本作「問」。今據『搜神記』卷一七第39話、『三國志』卷一三鍾繇傳裴松之注引・『御覽』卷八一九・卷八八七引『陸氏異林』改「問」。

【注釈】鍾繇 一五一―一三〇。字は元常。曹操に信賴され、魏文帝の時に太尉、明帝の時に太傅となる。『三國志』卷一三に伝がある。

意性 精神状態。鄭晚晴注に「回指精神状態。」という。寮友 同僚。『文選』卷四七夏侯湛「東方朔畫贊」に「戲萬乘若寮友、視儔列如草芥。」(萬乘に戯ること寮友の若く、儔列を視ること草芥の如し)とある。鬼物 化け物。『列子』黄帝篇に「有一人、從石壁中出、隨烟燼上下。衆謂鬼物。」(一人有り、石壁中より出で、烟燼に隨ひて上下す。衆謂へらく鬼物なりと)とある。李劍國『唐前志怪小説輯釋』の『陸氏異林』注では、『史記』卷五五留侯世家の太史公曰「學者多

言無鬼神、然言有物。」を引き、「人鬼與妖物連稱曰、鬼物或鬼魅。」という。以新綿拭血、竟路 真新しい綿で血を拭いつつ、道をわたつて行つた。「竟路」は道の端まで続くという意。『後漢書』卷三四梁冀傳に「多從倡伎、鳴鍾吹管、酣謳竟路。」(多く倡伎を従へ、鍾を鳴らし管を吹き、酣謳して路を竟る)とある。ただ、鄭晚晴注に「指血迹一直滴到路的点头。」というように、真新しい綿で血を拭つたが、血は道に点々と続いていたと解することもできる。汪紹楹校注『搜神記』は、句説を「以新綿拭、血竟路」とする。白練衫 白い練り絹の上着。丹繡襦 赤い刺繍をほどこしたうちかけ。「襦」は衣服の上に羽織る袖のないうちかけ。『釋名』釋衣服に「襦、其一當胸、其一當背也。」(襦は、其の一胸に當て、其の一背に當つるなり)とある。「兩當」に同じ。

【訓読】鍾繇 忽ち復た朝會せず、意性 常に異なる有り。寮友 其の故を問ふ。云ふ、「常に婦人の來たる有り。美麗なること非凡なり」と。問ふ者曰く、「必ず是れ鬼物ならん。之を殺すべし」と。

後來たり、戸外に止まりて曰く、「何を以て相殺さんとするの意有るか」と。元常曰く、「此無し」と。慙慙に呼び入れ、意亦忍びざる有るも、乃ち微かに之を傷つく。便ち出で去り、新綿を以て血を拭ひ、路を竟る。明日、人をして跡を尋ねしむれば、一大塚に至る。棺中に

一婦人あり、形體生くるが如し。白練の衫、丹繡の襦褌にして、一髀を傷つけられ、襦褌中の綿を以て血を拭ふ。此より便ち絶ゆ。

【訳文】 鍾繇は突然朝廷に出仕しなくなり、精神状態が異常になつたことがあつた。同僚がそのわけを尋ねた。鍾繇は、「いつも婦人が訪ねてくるのだ。その美しさは並みのものではない」と言つた。尋ねた者は、「きつと化け物に違いない。殺しなさい」と言つた。

そののち婦人がやつて来たが、戸外に立ち止まって、「どうして私を殺そうとするお気持ちをおもちなのですか」と言つた。元常は、「そんなことはない」と言つた。丁重に招き入れ、忍びない気持ちもあつたが、微かに傷を負わせた。婦人はすぐに外に出て立ち去り、真新しい綿で血を拭いつつ、道をわたつて行つた。

翌日、人をやつて血の跡をたどらせたところ、一つの大きな墓に至つた。棺おけの中に一婦人が横たわつていて、体つきはまるで生きてゐるかのようであつた。白い練り絹の上着に、赤い刺繡をほどこしたうちかけを着ていたが、片方の股を傷つけられ、うちかけの中の綿で血を拭つてあつた。それからは前のような（婦人が訪ねてくる）ことはなくなつた。

【補説】 墓中の女性が現世の男性を訪ねてくる話である。この話は、『三國志』卷十三鍾繇傳裴松之注引『陸氏異林』（『御覽』卷八一九・卷八八七にも引かれ、『古小説鈎沈』に収録）にも、

繇嘗數月不朝會、意性異常。或問其故。云、「常有好婦來。美麗非凡。」問者曰、「必是鬼物。可殺之。」婦人後往、不即前、止戶外。繇問何以。曰、「公有相殺意。」繇曰、「無此。」乃勤勤呼之、乃入。繇意恨、有不忍之心、然猶斫之傷髀。婦人即出、以新綿拭血、竟路。明日、使人尋跡之、至一大冢。木中有好婦人、形體如生人。著白練衫、丹繡襦褌、傷左髀、以襦褌中綿拭血。叔父清河

太守説如此。清河、陸雲也。（繇嘗て數月朝會せず、意性常に異なり。或ひと其の故を問ふ。云ふ、「常に好き婦の來たる有り。美麗なること非凡なり」と。問ふ者曰く、「必ず是れ鬼物ならん。之を殺すべし」と。婦人後往き、即ちには前まず、戸外に止まる。繇何の以かか問ふ。曰く、「公相殺さんとするの意有り」と。繇曰く、「此無し」と。乃ち勤勤として之を呼ぶに、乃ち入る。繇意恨み、忍びざるの心有るも、然れども猶ほ之を斫り髀を傷つく。婦人即ち出で、新綿を以て血を拭ひ、路を竟る。明日、人をして跡を尋ねて之かしむれば、一大冢に至る。木中に好婦人有り、形體生人の如し。白練の衫、丹繡の襦褌を着て、左髀を傷つけられ、襦褌中の綿を以て血を拭ふ。叔父の清河太守説くこと此くの如し。清河は、陸雲なり。）※魯迅『古小説鈎沈』は、最後の「清河、陸雲也。」を裴松之の注とする。

とある。また、『搜神記』卷十六第三九九話にも、
 穎川鍾繇、字元常、嘗數月不朝會、意性異常。或問其故。云、「常有好婦來、美麗非凡。」問者曰、「必是鬼物。可殺之。」婦人後往、不即前、止戶外。繇問、「何以。」曰、「公有相殺意。」繇曰、「無此。」勤勤呼之、乃入。繇意恨、有不忍之、然猶斫之、傷髀。婦人即出、以新綿拭、血竟路。明日、使人尋跡之、至一大冢。木中有好婦人、形體如生人。著白練衫、丹繡襦褌、傷左髀、以襦褌中綿拭血。

とあるが、最後の「叔父清河太守説如此。清河、陸雲也。」以外は、ほぼ『陸氏異林』と同文である。

52 魏齊王芳時、中山有王周南者、爲襄邑長。忽有鼠從穴出、語曰、「周南、爾以某日死。」周南不應。至期、更冠幘卓衣而出、曰、「周南、

爾以日中死。」亦不應。鼠復入穴。日適中、鼠又冠幘而出、曰、「周南、汝不應、我何道。」言絶、顛蹶而死、即失衣冠所在。就視之、與常鼠無異。〔廣記四百四十〕※鄭晚晴輯注本八三頁

【注釈】 魏齊王芳 三国魏の皇帝曹芳。二二九—二五四在位。明帝の後、帝位に就くが、嘉平六（二五四）年、司馬師によつて廃位される。『列異傳』『搜神記』では、正始年間（二四〇—二四九）のこととする。中山 国名〔後漢書〕郡國志二。今の河北省正定県付近を中心とした地域。王周南 未詳。襄邑長 襄邑県の長官。襄邑県は陳留郡〔後漢書〕郡國志三の属県。今の河南省睢県。更冠幘 早衣而出 冠をつけ黒い服に着替えて出てきた。「更」は改める意。鄭學攷校注『列異傳』（文化藝術出版社、一九八八年）に「更、改。这里指改变穿戴。」という。「幘」は頭髪を包む頭巾。「冠幘」は、頭巾を着けた上に冠をつける意と、単に頭巾を着けるだけの意がある。『大漢和辞典』は、『後漢書』光武帝紀上の「見諸將過、皆冠幘而服婦人衣。」（諸將の過ぐるを見るに、皆幘を冠りて婦人の衣を服す）を例として、卑賤な者のかぶりものをかぶる意とする。ただ、『世説新語』雅量篇に「謝冠幘傾脫」（謝謝萬）冠幘傾脫す」とあるように、冠をつけていたことは確かだし、『晉書』職官志に光祿大夫で金章紫綬を加えられる者について「品秩第二、祿賜、班位、冠幘、車服、佩玉」と記されている。必ずしも卑賤な者のかぶりもの意ではないことがわかる。この話では、下文に「失衣冠所在」とあるので、冠をつけていたことは明確なので、鄭晚晴注に「冠幘是朝服」、鄭學攷校注『列異傳』に「这是古代朝会的官服。头发用幘裹起来、幘上戴冠。」とあるのに従う。早衣は下級官吏が着る黒い服。鄭晚晴注に「执法者披皂衣」というが、典拠は不詳。『列異傳』は「絳衣」（赤い服）に作る。顛蹶 倒れてひっくり返る。『戰國策』齊策三に「顛蹶之請」

とあり、宋・鮑彪注に「顛、倒。蹶、僵。」という。

【訓読】 魏の齊王芳の時、中山に王周南なる者有り、襄邑の長たり。忽ち鼠有り穴中より出でて、語りて曰く、「周南、爾某日を以て死せん」と。周南 應へず。期至り、冠幘早衣に更めて出でて、曰く、「周南、爾日中を以て死せん」と。亦應へず。鼠復た穴に入る。日適中し、鼠又冠幘にして出でて、曰く、「周南、汝應へず、何をか道はん」と。言絶へ、顛蹶して死し、即ち衣冠の在る所を失ふ。就きて之を視るに、常の鼠と異なる無し。

【訳文】 魏の齊王芳の時、中山に王周南という者がいて、襄邑県の長官だった。突然鼠が穴から出てきて、告げて言った、「周南よ、おまえは某日に死ぬだろう」と。周南は応えなかった。その日になり、鼠は冠をつけ黒い服に着替えて出てきて、言った、「周南よ、おまえは昼に死ぬだろう」と。周南はこれにも応えなかった。鼠はまた穴に入った。真昼になり、鼠がまた冠をつけて出てきて、言った、「周南よ、おまえが返事をしなかったので、わたしはもはや言うことはない」と。言い終わると、ひっくりかえって死に、すぐに冠や服もなくなつた。そばに行つてみると、普通の鼠と違うところはなかった。

【補説】 この話は、『列異傳』（鈎沈本第四五話）、『搜神記』、『晉書』五行志下、『宋書』五行志五にも見える。それぞれ次のように作る。○鈎沈本『列異傳』（『書鈔』卷一五八・『類聚』卷九五・『御覽』卷八八五・卷九一引）

正始中山王周南爲襄邑長、有鼠衣冠從穴中出、在廳事上、語曰、「周南、爾某日當死。」周南不應、鼠還穴。後至期、更冠幘絳衣出、語曰、「周南、汝日中當死。」又不應、鼠緩入穴。須臾、出語曰、「向日適欲中。」鼠入復出、出復入、轉更數、語如前語。日適中、鼠曰、「周南、汝不應、我復何道。」言絶、顛蹶而死、即

失衣冠。周南使卒取視之、具如常鼠也。

○『搜神記』卷一八（第四三七話、『法苑珠林』大藏經本卷三二妖怪篇、『太平寰宇記』卷二引）

魏齊王芳正始中、中山王周南、爲襄邑長。忽有鼠從穴出、在廳事上、語曰、「王周南、爾以某月某日當死。」周南急往、不應。鼠還穴。後至期復出、更冠幘阜衣而語曰、「周南、爾日中當死。」亦不應。鼠復入穴。須臾復出、出復入、轉行數語如前。日適中、鼠復曰、「周南、爾不應死、我復何道。」言訖、顛厥而死、即失衣冠所在。就視之、與常鼠無異。

○『晉書』卷二九、五行志下「黃雀黃祥」

魏齊王正始中、中山王周南爲襄邑長。有鼠從穴出、語曰、「王周南、爾以某日死。」周南不應、鼠還穴。後至期、更冠幘阜衣出、語曰、「周南、汝日中當死。」又不應、鼠復入穴。斯須更出、語如向。日適欲中、鼠入須臾復出、出復入、轉更數語如前。日適中、鼠曰、「周南、汝不應、我復何道。」言訖、顛厥而死、即失衣冠。取視、俱如常鼠。案班固說、此黃祥也。是時、曹爽專政、競爲比周、故鼠作變也。

○『宋書』卷三四、五行志五「黃雀黃祥」

魏齊王正始中、中山王周南爲襄邑長。有鼠從穴出、語曰、「王周南、爾以某日死。」南不應。鼠還穴。後至期、更冠幘阜衣出、語曰、「周南、汝日中當死。」又不應。鼠復入、斯須更出、語如向日。適欲日中、鼠入復出、出復入、轉更數語如前。日適中、鼠曰、「周南、汝不應我、復何道。」言訖、顛厥而死、即失衣冠。取視、俱如常鼠。案班固說、此黃祥也。是時曹爽秉政、競爲比周、故鼠作變也。

また、『太平広記』卷四四〇「鼠」部などに引く『幽明録』（鈎沈本

第一一七話、第二二七話）の「吳北寺終祚道人」（清河郡太守）も同類の話である。妖怪の呼びかけに対して返事をしないと、妖怪の方が自滅すると考えられていたようで、『搜神後記』卷七（第七九話）、『太平広記』卷三三三引『述異記』（鈎沈本第四一話）にも見られる。明・謝肇淛撰『五雜俎』には、この話を引き、「故今人相戒、遇怪事不得言。又諺語曰、見怪不怪、其怪自壞。」（故に今人相戒む、怪事に遇ふも言ふを得ずと。又諺語に曰く、怪を見て怪とせざれば、其の怪自ら壞ると）と記す。宋・洪邁の『夷堅志』三志己卷二にも、同じく「見怪不怪、其怪自壞。」と記されている。

なお、動物が衣冠をつけて現れる話は、『三國志』卷八公孫淵傳に、公孫氏の滅亡の予兆譚として、「淵家數有怪、犬冠幘絳衣上屋」（淵の家數しば怪有り、犬冠幘絳衣にして屋に上る）とある。これは、『晉書』卷一八、五行志中「犬禍」・『宋書』卷三一、五行志二「犬禍」にも収録されている。

53 孫權時、南方遣吏獻犀簪①。吏過宮亭湖廬山君廟請福②。神下教求簪③、而盛簪器便在神前④。吏叩頭曰⑤、「簪獻天子。必乞哀念。」神云、「臨入石頭、當相還。」吏遂去⑥。達石頭、有三尺鯉魚跳入船⑦。吏破腹得之⑧。〔御覽六百八十八、九百三十六〕※鄭晚晴輯注本一四五頁

【校異】①『御覽』六八八無「犀」字。②「湖廬山君」四字、『御覽』九三六無。③『御覽』六八八無「神」字。④『御覽』六八八無此八字。⑤「頭」字、鈎沈本無、今據『御覽』六八八補。『御覽』九三六無「吏叩頭曰簪獻天子必乞哀念」十二字。⑥『御覽』九三六無「吏遂」二字。⑦『御覽』九三六無「有」字。「船」字、『御覽』作「舡」、鮑崇城本作「船」。⑧「腹」字、『御覽』九三六作「魚」。

【注釈】 孫權 一八二—二五二。字は仲謀。三国呉の初代皇帝、二九—二五二在位。『三國志』卷四七に伝がある。宮亭湖 鄱陽湖（彭蠡湖・彭蠡沢・彭湖）の南側で廬山に近い部分の名。宮亭湖があることよつて名づけられた。『水経注』卷三九廬江水に「山下又有神廟、號曰宮亭廟。故彭湖亦有宮亭之稱焉。」（山下に又神廟有り、號して宮亭廟と曰ふ。故に彭湖も亦宮亭の稱有り）という。廬山君廟 廬山は江西省九江県の南にあり、仙人の山として有名。『水経注』卷三九廬江水引『豫章旧志』に、「廬俗は字を君孝と言ひ、本姓は匡で、父の東野王とともに、鄱陽県の長官だった呉芮が漢の天下統一助けたのに協力した、漢は俗を鄆陽に封じ、越廬君と言つた。俗の兄弟七人は皆道術を好み、宮亭の山に住んだので、その山を廬山と名づけた。漢の武帝が南巡したとき、この山を見て神靈だとし、俗を大明公遠法師に封じた。」という。『類聚』卷七「廬山」引周景式『廬山記』に「匡俗、周威王時、生而神靈。廬於此山、世稱廬君。故山取號焉。」（匡俗、周の威王の時、生れながらにして神靈なり。此の山に廬し、世廬君と稱す。故に山取りて號す。へ『御覽』卷四一引張僧鑒『尋陽記』威王作武王。）とあるように、匡俗（廬俗）は周の武王（威王）の時の仙人ということになり、廬山君、廬君と呼ばれる。 神下教 神が命令を下す。「教」は、諸侯の命令をいう。『文選』卷三六傅亮「爲宋公修張良廟教」李善注引蔡邕『獨斷』に「諸侯言曰教」（諸侯の言を教と曰ふ）とある。 簪 冠を留めるために髪に挿すかんざし。こうがい。 石頭 孫權が都としたところ。建業（今の南京市）。『後漢書』郡國志四「丹陽郡石城」劉昭注に「其地本金陵、秦始皇改。建安十六年、孫權改曰建業。十七年、城石頭。」とある。後、晋の太康三（二八二）年に建鄴に改め、建興（三一三）年に愍帝（司馬邾）の諱を避けて建康と改め、東晋以降南朝の都となつた。 吏遂去 話の

前後からして、吏は簪を神に召し上げられたまま仕方なく出発したことになる。『搜神記』卷四（第八一話）では、「吏不得已、遂行。」に作る。

【訓読】 孫權の時、南方吏を遣はして犀簪を獻せしむ。吏宮亭湖の廬山君の廟に過ぎり福を請ふ。神教を下して簪を求めて、簪を盛る器 便ち神前に在り。吏叩頭して曰く、「簪は天子に獻ぜんとす。必ず哀念せんことを乞ふ」と。神云ふ、「石頭に入るに臨みて、當に相還すべし」と。吏遂に去る。石頭に達するに、三尺の鯉魚の跳ねて船に入る有り。吏腹を破りて之を得。

【訳文】 孫權の時に、南方の国が使者を派遣して犀の簪を献上させようとした。使者は宮亭湖の廬山君の廟を訪ねて福を祈つた。すると廟神が命令を下して簪を求め、簪を納めた入れ物はたちまち神の前に置かれた。使者は叩頭して、「簪は天子に献上するものです。是非とも慈悲をお願いします」と言つた。神は、「石頭城に入る直前には、きつと返してやる」と言つた。吏は仕方なくそのまま出発した。石頭城に着くと、三尺（約七〇センチ）の鯉が船に飛び込んできた。使者はその鯉の腹を割いて簪を手に入れた。

【補説】 この話は、『搜神記』卷四（第八一話）にも見られる。

南州人有遺吏獻犀簪於孫權者。舟過宮亭廟而乞靈焉。神忽下教曰、「須汝犀簪。」吏惶遽、不敢應。俄而犀簪已前列矣。神復下教曰、「俟汝至石頭城、返汝簪。」吏不得已、遂行。自分失簪、且得死罪。比達石頭、忽有大鯉魚、長三尺、躍入舟。剖之得簪。（南州の人に吏を遣はして犀簪を孫權に獻する者有り。舟宮亭廟を過ぎて靈に乞ふ。神忽ち教を下して曰く、「汝の犀簪を須む」と。吏惶遽して、敢へて應へず。俄にして犀簪已に前に列ぬ。神復た教を下して曰く、「汝の石頭城に至るを俟ちて、汝に簪を返さん」

と。吏已むを得ずして、遂に行く。自ら簪を失ひ、且に死罪を得んと分す。石頭に達する比、忽ち大鯉魚有り、長三尺、躍りて舟に入る。之を剖きて簪を得。）

文に若干の相違があり、『搜神記』の方がわかりやすいところがあるが、類書中に『搜神記』から引用しているものはない。

宮亭湖にまつわる話は、『幽明録』第一七話にも見えたが、その他にもこの廟神に関する話として、次のようなものがある。

○『搜神記』卷四（第八〇話）『書鈔』卷一三七、『御覽』卷三四五・六九七・九三六引）

宮亭湖孤石廟、嘗有估客下都、經其廟下、見一女子。云、「可爲買兩量絲履。自相厚報。」估客至都、市好絲履、并箱盛之。自市書刀、亦内箱中。既還、以箱及香置廟中而去、忘取書刀。至河中流、忽有鯉魚跳入船内。破魚腹、得書刀焉。（宮亭湖の孤石廟に、嘗て估客有り都に下り、其の廟下を經、二女子を見る。云ふ、「爲に兩量の絲履を買ふべし。自ら相厚く報いん」と。估客都に至り、好き絲履を市ひ、并せて箱もて之を盛る。自ら書刀を市ひ、亦箱中に内る。既に還り、箱及び香を以て廟中に置きて去り、書刀を取るを忘る。河の中流に至るに、忽ち鯉魚有りて跳ねて船内に入る。魚腹を破りて、書刀を得。）

○『御覽』卷七一〇引『神異記』（鈎沈本王浮『神異記』第二話）『書鈔』卷一三三引作『述異記』（鈎沈本祖冲之『述異記』第八〇話）

陳敏、孫皓之世爲江夏太守。自建業赴職、聞宮亭廟驗（注、言靈驗）、過乞在任安穩、當上銀杖一枚。年限既滿、作杖擬以還廟。撫捶鐵以爲幹、以銀塗之。尋徵爲散騎常侍、往宮亭、送杖於廟中訖、即進路。日晚、降神巫宣教曰、「陳敏、許我銀杖、今以塗杖見與。便投水中、當送以還之。欺蔑之罪、不可容也。」於是取杖

看之、剖視、中見鐵幹、乃置之湖中。杖浮在水上、其疾如飛。遙到敏舫前、敏舟遂覆也。（陳敏、孫皓の世に江夏太守たり。建業より職に赴き、宮亭廟の驗あるを聞き、過ぎりて任に在るの安穩を乞ひ、當に銀杖一枚を上るべしという。年限既に滿ち、杖を作り以て廟に還らんと擬る。鐵を撫捶して以て幹と爲し、銀を以て之に塗る。尋いで徵されて散騎常侍と爲り、宮亭に往き、杖を廟中に送り訖り、即ち路を進む。日晚れ、神巫に降り教を宣べて曰く、「陳敏、我に銀杖を許し、今塗杖を以て與へらる。便ち水中に投じ、當に送りて以て之を還すべし。欺蔑の罪、容すべからざるなり」と。是に於いて杖を取りて之を看、剖きて視るに、中に鐵幹を見て、乃ち之を湖中に置く。杖浮きて水上に在り、其の疾きこと飛ぶが如し。遙かに敏の舫前に到り、敏の舟遂に覆る。）

※『書鈔』卷一三三引『述異記』作「陳敏爲江夏太守、許宮亭廟神一銀杖。後以一鐵杖銀塗之。送杖還、廟神巫宣教曰、「陳敏之罪、不可容也。」乃置之湖中。杖浮在水上、敏舟值風傾覆矣。」

○『廣記』卷二九五引『幽明録』（鈎沈本第一三三話）

南康宮亭廟、殊有神驗。晉孝武世、有一沙門至廟。神像見之、淚出交流。因標姓字、則是昔友也。自說、「我罪深。能見濟脫不。」沙門即爲齋戒誦經、語曰、「我欲見卿真形。」神云、「稟形甚醜、不可出也。」沙門苦請、遂化爲蛇。身長數丈、垂頭梁上、一心聽經、目中血出。至七日七夜、蛇死、廟亦歇絶。（南康の宮亭廟、殊に神驗有り。晉の孝武の世、一沙門有り廟に至る。神像之を見、涙出でて交こも流る。因りて姓字を標せば、則ち是れ昔の友なり。自説ふ、「我罪深し。能く濟脫せらるやいなや」と。沙門即ち爲に齋戒誦經し、語りて曰く、「我卿の真形を見んと欲す」と。神云ふ、「稟形甚だ醜く、出づべからざるなり」と。沙門苦

りに請ふに、遂に化して蛇と爲る。身の長數丈、頭を梁上に垂れ、一心に經を聴き、目中より血出づ。七日七夜に至り、蛇死し、廟も亦歇絶す。

○『異苑』卷五(第一八六話。『書鈔』卷一三七引『異苑』。『初学記』卷七『御覽』卷六六引作盛弘之『荊州記』)

宮亭廟神甚有靈驗。商旅經過、若有禱請、則一時能使湖中分風沿沂、皆舉帆利涉無虞。(宮亭廟神甚だ靈驗有り。商旅經過し、若し禱請すること有らば、則ち一時能く湖中をして風を分ちて沿沂せしめ、皆帆を擧げ渉るに利ありて虞れ無し。)

○大藏經本『法苑珠林』卷三三引『述異記』(鈎沈本祖沖之『述異記』第二七話)

秦周訪少時、與商人沂江俱行、夕止宮亭廟下。同侶相語、「誰能入廟中宿。」訪性膽果決、因上廟宿。竟夕宴然。晨起、廟中見有白頭老公。訪遂擒之、化爲雄鴨。訪捉還船、欲烹之。因而飛去。後竟無他。(秦の周訪少き時、商人と江を沂り俱に行き、夕に宮亭廟の下に止まる。同侶相語る、「誰か能く廟中に入りて宿する」と。訪性膽にして果決、因りて廟に上りて宿す。竟夕宴然たり。晨に起き、廟中に白頭の老公有るを見る。訪遂に之を擒ふるに化して雄鴨と爲る。訪捉へて船に還り、之を烹んと欲す。因りて飛び去る。後竟に他無し。)

○『廣記』卷二九六引『述異記』(鈎沈本祖沖之『述異記』第三七話)

宋元嘉中、南康平固人黃苗爲州吏、受假違期。方上行、經宮亭湖、入廟下願。希免罰坐、又欲還家、若所願竝遂、當上猪酒。苗至州、皆得如志、乃還。資裝既薄、遂不過廟。行至都界、與同侶竝船泊宿。中夜、船忽從水自下、其疾如風仆。夜四更、苗至宮亭、始醒悟。見船上有三人、竝烏衣、持繩收縛苗、夜上廟階下。見神

年可四十、黃面、披錦袍。梁下懸一珠、大如彈丸、光耀照屋。一人戶外曰、「平固黃苗、上願猪酒、還回家。教録、今到。」命謫三年、取三十人。遣吏送苗窮山林中、鑲腰繫樹、日以生肉食之。苗忽忽憂思、但覺寒熱身瘡、舉體生斑毛。經一旬、毛蔽身、爪牙生、性欲搏噬。吏解鑲放之、隨其行止。三年、凡得二十九人。次應取新塗一女。而此女士族、初不出外、後值與姊妹從後門出詣親家。女最在後、因取之。爲此女難得、涉五年、人數乃充。吏送至廟、神教放遣。乃以鹽飯飲之、體毛稍落、鬚髮悉出、爪牙墮、生新者。經十五日、還如人形、意慮復常、送出大路。縣令呼苗具疏事。覆前後所取人、遍問其家、竝符合焉。髀爲戟所傷、創癩尚在。苗還家八年、得時疾死。(宋の元嘉中、南康平固の人黃苗州吏と爲り、假を受け期に違ふ。方に上行し、宮亭湖を経て、廟に入りて下願す。罰坐を免れんことを希ひ、又家に還らんと欲し、若し願ふ所竝びに遂げば、當に猪酒を上るべしといふ。苗州に至り、皆志の如きを得て、乃ち還る。資裝既に薄く、遂に廟に過ぎらず。行きて都界に至り、同侶と竝びに船に泊宿す。中夜、船忽ち水に従ひて自ら下り、其の疾きこと風の介くるが如し。夜四更、苗宮亭に至り、始めて醒悟す。船上を見るに三人有り、竝びに烏衣にして、繩を持ちて苗を收縛し、夜廟の階下に上らしむ。神の年四十ばかり、黃面にして、錦袍を披るを見る。梁下に一珠を懸け、大なること彈丸の如く、光耀きて屋を照らす。一人戶外より曰く、「平固の黃苗、願を猪酒に上るも、還れて家に回る。録せしめて、今到る」と。謫すること三年、三十人を取らしめよと命ず。吏を遣はして苗を窮山林中に送り、腰に鑲して樹に繫ぎ、日に生肉を以て之に食はしむ。苗忽忽として憂思し、但だ寒熱身瘡を覺え、舉體斑毛を生ず。一旬を経て、毛身を蔽ひ、爪牙

生じ、性搏噬せんと欲す。吏鑠を解きて之を放ち、其の行止に隨はしむ。三年にして、凡そ二十九人を得。次いで應に新塗の一女を取るべし。而るに此の女は士族にして、初め外に出でず、後姉妹と後門より出でて親家に詣るに値ふ。女最も後に在り、因りて之を取る。此の女得難きが爲に、五年に涉りて、人數乃ち充つ。吏送りて廟に至り、神放遣せしむ。乃ち鹽飯を以て之に飲ましむるに、體毛稍く落ち、鬚髮悉く出で、爪牙墮ち、新しき者生ず。十五日を経て、還た人形の如く、意慮常に復し、送りて大路に出ださしむ。縣令 苗を呼び事を具疏せしむ。前後の取る所の人を覆し、遍く其の家に問ふに、並びに符合す。髀の戟の傷つくる所と爲り、創瘡尚ほ在り。苗家に還りて八年、時疾を得て死す。）

宮亭廟の神が様々な姿で現れ、その靈験があらたかであり、約束を違えると罰せられるという話も語られていたことがわかる。

廬山君（廬君）の方も、古小説に次のような話が残されている。

○『書鈔』卷七六引『列異傳』（鈎沈本第三六話）

田伯爲廬江太守、移郡淫鬼、命盡到府、一月不自來見、當壞祠。唯廬君往見、自稱縣民。與府君約、刻百日、當遷大都。願見過。後如期、果爲沛相公、不過於祠。常見廬君、月餘病死。（田伯廬江太守と爲り、郡の淫鬼に移し、命じて盡く府に到らしめ、一月のうち自ら來りて見えざれば、當に祠を壞つべしといふ。唯だ廬君のみ往きて見え、自ら縣民と稱す。府君と約して、「百日を刻して、當に大都に遷るべし。願はくは過られんことを」といふ。後、期の如くして、果たして沛相と爲るも、祠に過らず。常に廬君を見、月餘にして病みて死す。）

この話は、淫祠禁止に対する抵抗の気持だが、廬山の神の靈験を借り

て語られたものと考えられる。同様の淫祠禁止に関するとして次のようなものがある。

○『廣記』卷二九三引『志怪』（鈎沈本『雜鬼神志怪』第八話。亦見殷芸『小説』へ鈎沈本第一〇六話）

顧邵爲豫章、崇學校、禁淫祀、風化大行。歷毀諸廟、至廬山廟。一郡悉諫、不從。夜、忽聞有排大門聲、怪之。忽有一人開閤逕前。狀若方相、自說是廬山君。邵獨對之、要進上牀。鬼即入坐。邵善左傳。鬼遂與邵談春秋、彌夜不能相屈。邵歎其精辯、謂曰、「傳載晉景公所夢大厲者、古今同有是物也。」鬼笑曰、「今大則有之、厲則不然。」燈火盡、邵不命取、乃隨燒左傳以續之。鬼頻請退、邵輒留之。鬼本欲凌邵、邵神氣湛然、不可得乘。鬼反和遜求復廟、言旨懇至。邵笑而不荅。鬼發怒而退。顧謂邵曰、「今夕不能讐君。三年之内、君必衰矣。當因此時相報。」邵曰、「何事恩惠。且復留談論。」鬼乃隱而不見。視門閤悉閉如故。如期、邵果篤疾、恆夢見此鬼來擊之。竝勸邵復廟、邵曰、「邪豈勝正。」終不聽。後遂卒。（顧邵 豫章を爲め、學校を崇び、淫祀を禁じ、風化大に行はる。諸廟を歴毀し、廬山廟に至る。一郡悉く諫むるも、從はず。夜、忽ち大門を排く聲有るを聞き、之を怪しむ。忽ち一人有り閤を開きて逕ちに前む。狀 方相の若く、自ら説ふ是れ廬山君なりと。邵獨り之に對し、進みて牀に上るを要む。鬼即ち入りて坐す。邵 左傳を善くす。鬼遂に邵と春秋を談じ、夜に彌るも相屈する能はず。邵 其の精辯なるを歎じ、謂ひて曰く、「傳に載す晉の景公夢みし所の大厲は、古今同じく是の物有りや」と。鬼笑ひて曰く、「今大は則ち之有るも、厲は則ち然らず」と。燈火盡くるも、邵 取るを命ぜず、乃ち隨ひて左傳を燒きて以て之を續く。鬼頻りに退かんことを請ふも、邵輒ち之を留む。鬼本邵を凌がんと欲

するも、邵神氣湛然として、乗ずるを得べからず。鬼反つて和遜し廟を復せんことを求め、言旨懇至なり。邵笑ひて荅へず。鬼怒りを發して退く。顧みて邵に謂ひて曰く、「今夕君に讐する能はず。三年の内、君必衰へん。當に此の時に困りて相報ゆべし」と。邵曰く、「何事ぞ恩恵たる。且く復た留まりて談論せん」と。鬼乃ち隠れて見えず。門閭を視るに悉く閉じて故の如し。期の如くして、邵果して篤疾あり、恆に夢に見此の鬼の來たりて之を撃つを見る。並びに邵に廟を復せんことを勸むるも、邵曰く、「邪豈に正に勝たんや」と。終に聽かず。後遂に卒す。

○『搜神記』卷四（第七八話）『水經注』卷三九、『廣記』卷二九二引『搜神記』

張璞、字公直、不知何許人也。爲吳郡太守、徵還、道由廬山。子女觀於祠室、婢使指像人以戲曰、「以此配汝。」其夜、璞妻夢盧君致聘曰、「鄙男不肖、感垂採擇、用致微意。」妻覺怪之。婢言其情。於是妻懼、催璞速發。中流、舟不爲行。闔船震恐。乃皆投物於水、船猶不行。或曰、「投女。」則船爲進。皆曰、「神意已可知也。以一女而滅一門、奈何。」璞曰、「吾不忍見之。」乃上飛廬、臥、使妻沈女於水。妻因以璞亡兄孤女代之。置席水中、女坐其上、船乃得去。璞見女之在也、怒曰、「吾何面目於當世也。」乃復投己女。及得渡、遙見二女在下。有吏立於岸側、曰、「吾廬君主簿也。廬君謝君。知鬼神非匹。又敬君之義、故悉還二女。」後問女。言、「但見好屋吏卒、不覺在水中也。」（張璞、字は公直、何許の人なるかを知らざるなり。吳郡太守と爲り、徵されて還り、道に廬山に由る。子女祠室を觀、婢使像人を指して以て戲れて曰く、「此を以て汝に配さん」と。其の夜、璞の妻の夢に廬君聘を致して

曰く、「鄙男不肖なるも、採擇を垂るるに感じ、用て微意を致す」と。妻覺めて之を怪しむ。婢其の情を言ふ。是に於いて妻懼れ、璞を催して速かに發せしむ。中流にして、舟爲に行かず。闔船震恐す。乃ち皆物を水に投ずるも、船猶ほ行かず。或ひと曰く、「女を投ぜよ」と。則ち船爲に進む。皆曰く、「神意已に知るべきなり。一女を以てして一門を滅するは、奈何」と。璞曰く、「吾之を見るに忍びず」と。乃ち飛廬に上りて、臥し、妻をして女を水に沈めしむ。妻因りて璞の亡兄の孤女を以て之に代ふ。席を水中に置き、女其の上に坐するに、船乃ち去るを得。璞女を見るを見るや、怒りて曰く、「吾當世に何の面目かあらんや」と。乃ち復た己の女を投ず。渡るを得るに及び、遙かに二女の下に在るを見る。吏有り岸側に立ちて、曰く、「吾廬君の主簿なり。廬君君に謝す。鬼神は匹に非ざるを知る。又君の義を敬ひ、故に悉く二女を還す」と。後女に問ふ。言ふ、「但だ好屋吏卒を見るのみにして、水中に在るを覺えざるなり」と。）

○『搜神記』卷四（第七九話）

建康小吏曹著、爲廬山使所迎、配以女婉。著形意不安、屢屢求請退。婉潛然垂涕、賦詩序別、并贈織成襦衫。（建康の小吏曹著、廬山の使ひの迎ふる所と爲り、配すに女の婉を以てせらる。著形意安からず、屢屢求めて退かんことを請ふ。婉潛然として涕を垂れ、詩を賦して別れを序し、并せて織り成せし襦衫を贈る。）後者の話は、『御覽』卷七五八引『志怪』（鈎沈本『雜鬼神志怪』第六話）、『書鈔』卷一四二・『御覽』卷五七三・卷八四九引祖台之『志怪』（鈎沈本第八話）、『書鈔』卷七七・卷一一九・『初學記』卷二六引祖台之『志怪』（鈎沈本第九話）にも見える。内容は、鈎沈本祖台之『志怪』第八話が最も詳しく、次のようになっている。（一部、『御覽』に拠

つて改めた。詳細は拙稿「魯迅輯『古小説鈎沈』校釈―祖台之『志怪』―」、『広島大学文学部紀要』第五三卷、一九九三年（参照）。

建康小吏曹著見廬山夫人、夫人爲設酒饌。金鳥啄毚、其中鏤刻奇飾異形、非人所名。下七子盒盤、盤中亦無俗間常肴。夫人命女婉出與著相見。婉見著欣悅、命婢瓊林令取琴出。婉撫琴歌曰、「登廬山兮鬱嵯峨、睇陽風兮拂紫霞。招若人兮濯靈波、欣良運兮暢雲柯、彈鳴琴兮樂莫過、雲龍會兮樂太和。」歌畢、婉便還去。（建康の小吏曹著 廬山夫人に見え、夫人爲に酒饌を設く。金鳥 毚に啄み、其の中の鏤刻は奇飾異形、人の名づくる所に非ず。七子盒盤を下くに、盤中亦俗間の常の肴無し。夫人女の婉に命じて出でて著と相見えしむ。婉 著を見て欣悦し、婢の瓊林に命じて琴を取りて出さしむ。婉琴を撫でて歌ひて曰く、「廬山に登れば鬱として嵯峨たり、陽風に啼されて紫霞を払ふ。若き人を招き靈波 濯き、良運を欣び雲柯 暢ぶ。鳴琴を弾じて樂しみ過ぐるは莫く、雲龍會して太和を樂しむ」と。歌ひ畢り、婉便ち還り去る。）

『水經注』卷三九廬江水には、廬山の神のことを記し、「又張華博物志曹著伝を按ずるに、其の神自ら云ふ姓は徐、封を廬山に受く」と記している（現行の『博物志』には無い）ので、曹著に関する話が「曹著伝」として語られていた可能性がある。この話は、神女との婚姻譚であり、『幽明録』第二八話の劉晨阮肇の話、『搜神後記』卷一（第三話）袁相根碩の話と同類になっている。廟神との婚姻譚は、梁・吳均『續齊諧記』の趙文韶と青溪廟の女神との話と同じく、唐代の男女の情を描く小説に継承されると考えられる。

なお、この話と『搜神記』卷四（第八一話）に共通して見られる、魚の腹を利用して物を届けることについては、『史記』陳涉世家（漢

書』卷三一陳勝傳）に、陳涉・吳廣が旗揚げに際して、

乃丹書帛曰、「陳勝王」。置人所罾魚腹中。卒買魚烹食、得魚腹中書、固以怪之矣。（乃ち帛に丹書して曰く、「陳勝王たらん」と。人の罾する所の魚の腹中に置く。卒 魚を買ひ烹て食ひ、魚腹中の書を得、固より以て之を怪しむ。）

と、魚の腹に予言書を入れたことが記されている。また、『論衡』紀妖篇に、

推此以省太公釣得巨魚、剖魚得書、云「呂尚封齊」、及武王得白魚、喉下文曰「以予發」、蓋不虛矣。因此復原河圖・洛書言與衰存亡・帝王際會、審有其文矣。皆妖祥之氣・吉凶之端也。（此を推して以て太公の釣して巨魚を得、魚を剖きて書を得、「呂尚齊に封ぜられん」と云ひ、及び武王 白魚を得、喉下の文に「以て發に予へん」と曰ふとを省れば、蓋し虚ならず。此に因りて復た河圖・洛書の興衰存亡・帝王の際會を言ふを原ぬれば、審に其の文有り。皆妖祥の氣・吉凶の端なり。）※『史記』齊太公世家の正義には『說苑』を引く（『類聚』卷六六引同）が、現行の『說苑』には無い。また緯書の『尚書中候』にも同様の話が見える

古樂府「飲馬長城窟行」（『文選』卷二七）に、

客從遠方來、遺我雙鯉魚。呼兒烹鯉魚、中有尺素書。長跪讀素書、書上竟何如。上有加餐食、下有長相憶。（客 遠方より來たり、我に雙鯉魚を遺る。兒を呼び鯉魚を烹んとすれば、中に尺素の書有り。長跪して素書を讀む、書上竟に何如。上に餐食を加へよと有り、下に長く相憶ふと有り。）

『列仙傳』涓子（『文選』卷一八嵇康「琴賦」「涓子宅其陽」李善注引同）に、

涓子者、齊人也。好餌朮、接食其精。至三百年、乃見於齊、著

天人經三十八篇。後釣於荷澤、得鯉魚、腹中有符。隱於宕山、能致風雨、受伯陽九仙法。淮南王安少得其文、不能解其旨也。其琴心三篇、有條理焉。(涓子、齊人なり。好んで朮を餌ひ、其精を接食す。三百年に至り、乃ち齊に見れ、天人經三十八篇を著はす。後荷澤に釣し、鯉魚を得るに、腹中に符あり。宕山に隠れ、能く風雨を致し、伯陽に九仙の法を受く。淮南王安少しく其の文を得るも、其の旨を解する能はざるなり。其の琴心三篇は、條理有り。)

とあるので、漢代には魚腹からものを得る話が語られていたと思われる。また、『廣記』卷二二六「水飾圖經」(出『大業拾遺記』。鈎沈本『水飾』)にも、

釣下溪、獲大鯉魚、腹中得兵鈴。(下溪に釣し、大鯉魚を獲、腹中に兵鈴を得。)

とある。

54 孫權病、巫啓云、「有鬼著絹巾。似是故將相。呵叱初不顧、徑進入宮。」其夜、權見魯肅來。衣巾悉如其言。(『廣記三百十七』)※鄭晚晴輯注本一三三頁

【注釈】孫權 第五三話参照。啓 上奏する。『文心雕龍』奏啓篇に「啓者、開也。高宗云、「啓乃心、沃朕心。」取其義也。孝景諱啓、故兩漢無稱。至魏國箋記、始云啓聞。奏事之末、或云謹啓。自晉來盛啓、用兼表・奏。陳政言事、既奏之異條、讓爵謝恩、亦表之別幹。必斂飭入規、促其音節、辨要輕清、文而不侈、亦啓之大略也。」(啓は、開なり。高宗の「乃の心を啓きて、朕の心に沃げ」と云ふは、其の義を取るなり。孝景の諱は啓、故に兩漢は稱する無し。魏國の箋記に至り、始めて啓聞すと云ふ。奏事の末に、或いは謹みて啓すと云ふ。

晉自り來盛んに啓し、用は表・奏を兼ね。政を陳べ事を言ふは、既に奏の異條にして、爵を讓り恩を謝するは、亦表の別幹なり。必ず飭を斂めて規に入り、其の音節を促し、辨要輕清にして、文にして侈ならざるは、亦啓の大略なり。)とあるように、上奏文の一つの文体となる。絹巾 絹の頭巾。鄭晚晴注に「著絹頭巾而不戴冠、是便服而不是官服、所以巫不能區別他是文官还是武官。」という。魯肅 一七二—二一七。字は子敬。周瑜の推挙で孫權に仕え、周瑜亡き後、將軍として孫權を補佐し、吳の安定をもたらした。孫權に先立つこと三十六年、四十六歳で卒す。

【訓読】孫權病み、巫啓して云ふ、「鬼有り絹巾を著く。是れ故將相に似たり。呵叱して初めより顧みず、徑ちに進みて宮に入る」と。其の夜、權魯肅の來たるを見る。衣巾悉く其の言の如し。

【訳文】孫權が病氣になり、巫が上奏して、「絹の頭巾を被った幽鬼がいます。それは亡くなった將相に似ています。大喝しながら全く振り返らず、まっすぐに進んで宮中に入りました」と言った。その夜、孫權は魯肅がやって来たのを見た。衣服や頭巾はすべて巫の言った通りだった。

【補説】この話は、『御覽』卷八一七引『搜神記』(現行の『搜神記』にはなく、汪紹楹輯佚文第二六話所収)にも見え、次のように記す。

吳先主病、遣人於門觀不祥。巫啓、「見一鬼、著絹巾、似是大臣將相。」其夜、先主夢見魯肅來入。衣巾如之。(吳の先主病み、人を門に遣はして不祥を觀しむ。巫啓す、「一鬼を見る、絹巾を著け、是れ大臣將相に似たり」と。其の夜、先主夢に魯肅の來たり入るを見る。衣巾之の如し。)

吳では巫の活動が盛んだったよう、孫休が病氣になった時も現に占わせ(『搜神記』卷二第四六話)、扁命侯孫皓が殺された孫權の娘の

改葬をする時も巫に占わせている（『搜神記』卷二第四七話）。蔣侯神で有名な蔣子文が神として祀ることを要求する（『御覽』卷三五引『列異傳』、『搜神記』卷五第九二話）とき、巫に降っては語らせているのは、おそらく巫の力を誇示しようとして語られたものである。『搜神記』卷五第九三〜九六話も蔣侯神の話である。『廣記』卷二九三には「出『搜神記』・『幽明錄』・『志怪』等書」としてそれらをまとめて収録している。『幽明錄』には、第七六、一一八、一四九話に蔣侯の名が見える。

55 吳興錢乘、孫權時、曾晝臥久、不覺兩吻沫出者數升①。其母怖而呼之②。曰、「適見一老公、食以腐筋。恨未盡而呼之。」乘本疔瘡③、既爾之後、遂以力聞。官至無難監④。（『御覽』三百九十八）※鄭晚晴輯注本二八頁

【校異】①「吻」字、鈎沈本作「吻」、古籍叢編本誤作「腸」、鄭晚晴注本誤作「脛」、今據『御覽』改。鮑崇城本亦作「吻」。「者」字、鈎沈本無、今據『御覽』補。鮑崇城本亦有。②「怖」字、鮑崇城本作「怖」。③「疔」字、『御覽』・鮑崇城本作「疔」、鈎沈本作「疔」、並「疔」俗體字。④「監」字、鄭晚晴注本作「督」。

【注釈】吳興 郡名。今の浙江省湖州市を中心とした地域。錢乘 未詳。孫權 第五三話参照。腐筋 あぶった肉。筋は筋と同じで筋肉のこと。疔瘡 瘦せて弱々しい。疔は体が弱い意。無難監 吳の官職名であろう。無難督は、『三國志』吳書の諸葛瑾傳附子融傳、吳主五子孫和傳、周魴傳、孫綝傳、周處傳等に見え、鄭晚晴注に「吳武官之以督名者有两种、一种冠以地名；一种冠以徽号、如升城督、绕帳督、无难督等。」という。

【訓読】 吳興の錢乘、孫權の時、曾て晝臥すること久しくして、覺

えず兩吻より沫の出づること數升なり。其の母怖れて之を呼ぶ。曰く、「適たま一老公を見るに、食はずに腐筋を以てす。恨むらくは未だ盡くさずして之を呼ぶを」と。乘は本疔瘡なるも、既に爾りしの後、遂に力を以て聞こゆ。官は無難監に至る。

【訳文】 吳興の錢乘は、孫權の時に、ある時長い間晝寝をして、知らずに口元からよだれを數升垂らした。母はびっくりして怖れて錢乘を呼んだ。錢乘は、「ちやうど一人の老人に会い、あぶった肉を食べさせてもらった。残念なのはまだ全部食べ終わらないうちに呼びさまされたことです」と言った。乘はもともと体が弱く瘦せていたが、このことがあってからは、力持ちで有名になった。官職は無難督にまでなった。

【補説】 睡眠中に老人に会い、力を得る話で、『西京雜記』卷上（『廣記』卷二七六引同）の、

相如將獻賦、未知所爲。夢一黃衣翁謂之曰、「可爲大人賦。」遂作大人賦、言神仙之事、以獻之、賜錦四匹。（相如將に賦を獻せんとし、未だ爲す所を知らず。夢に一黃衣の翁之に謂ひて曰く、「大人賦を爲るべし」と。遂に大人賦を作り、神仙の事を言ひ、以て之を獻じ、錦四匹を賜はる。）

司馬相如が夢の中で老人から「大人賦」を作るように言われた話や、『異苑』卷九（第三四三話）『廣記』卷二七六、『御覽』卷三七六、卷三九八引同）の、

後漢鄭玄、字康成、師馬融、三載無聞、融鄙而遣還。玄過樹陰假寢、夢一老父、以刀開腹心、傾墨汁着内、曰、「子可以學矣。」於是寤而即返、遂精洞典籍。（後漢の鄭玄、字は康成、馬融を師とするも、三載聞こゆる無く、融鄙として還らしむ。玄樹陰を過ぎ假りに寢ぬるに、夢に一老父、刀を以て腹心を開き、墨汁を

傾むけて内に着け、曰く、「子以て學ぶべし」と。是に於いて寤めて即ち返り、遂に典籍に精洞す。」

鄭玄が夢の中で老人から腹中に墨汁を注ぎ込まれて学問に精通したという話と同類である。

56 葛祚呉時、衡陽太守。郡境有大槎横水、能爲妖怪。百姓爲立廟。

行旅禱祀、槎乃沈沒。不者槎浮、則船爲之破壞。祚將去官、乃大具斤斧、將去民累。明日當至、其夜、聞江中洶洶有人聲。往視、槎移去、沿流下數里、駐灣中。自此行者無復沈覆之患。衡陽人爲祚立碑曰、「正德祈禳、神木爲移也。」〔廣記二百九十三〕※鄭晚晴輯注本二〇頁

【注釈】 葛祚 未詳。 衡陽 郡名。今の湖南省湘潭市付近を中心とした地域。 大槎 おおきな筏。 洶洶 大声を出すこと。

【訓読】 葛祚 呉の時、衡陽太守たり。郡境に大槎有り水に横たはりて、能く妖怪を爲す。百姓爲に廟を立つ。行旅 禱り祀れば、槎乃ち沈沒す。しからずんば槎浮き、則ち船之が爲に破壊す。祚將に官を去らんとするに、乃ち大いに斤斧を具へ、將に民の累ひを去らんとす。明日當に至るべきに、其の夜、江中に洶洶として人聲有るを聞く。往きて視るに、槎移り去り、流れに沿ひて下ること數里にして、灣中に駐まる。此自り行く者復た沈覆の患ひ無し。衡陽の人 祚の爲に碑を立てて曰く、「正徳もて祈り禳へば、神木爲に移る」と。

【訳文】 葛祚は呉の時に、衡陽太守であつた。郡境に大きな筏があつて川に横たわり、怪異を起こした。そのため人々は廟を建てた。旅人が廟で祈禱したら、筏が沈んだ。そうしないと筏が浮き上がつて、船が壊れた。葛祚は太守を辞める時に、多くの斧を用意し、民の患いを取り除こうとした。翌日筏のところに行こうとしていた、その夜に、川の中で大声で人が話すのが聞こえた。行つてみると、筏が移動

して、川の流れて沿つて數里下り、入り江の中に止まった。これから以降、通行する者は船が転覆する心配がなくなつた。衡陽郡の人は祚のために碑を立てて、「正しい徳で災いを祈り禳へば、神木はそのために移動する」と。

【補説】 この話は、『搜神記』卷一一（第二七五話。大藏經『法苑珠林』卷六三、『獨異記』卷中引同。）にも見え、ほぼ同文である。

呉時、葛祚爲衡陽太守。郡境有大槎横水、能爲妖怪。百姓爲立廟。行旅禱祀、槎乃沈沒。不者槎浮、則船爲之破壞。祚將去官、乃大具斤斧、將去民累。明日當至、其夜聞江中洶洶有人聲。往視之、槎乃移去、沿流下數里、駐灣中。自此行者無復沈覆之患。衡陽人爲祚立碑、曰、「正德祈禳、神木爲移。」

に、 筏の怪異としては、『異苑』卷三（第九九話。『書鈔』卷一三七引同。）

趙牙行船於闔廬、見水際有大槎。人牽不動。牙往舉得之、以着船。船破、槎變爲龍、浮水而去。（趙牙 船を闔廬に行かじめ、水際に大槎有るを見る。人牽くも動かず。牙往きて擧げて之を得んとし、以て船に着く。船破れ、槎變じて龍と爲り、水に浮きて去る。）

という話がある。

57 王姥、呉時人。黃龍中①、年九歲病死、自朝至暮復蘇、云、「見一老嫗、挾將飛、見北斗君。有狗如獅子大、深目、伏井欄中。云此天公狗也。」〔事類賦注八〕※鄭晚晴輯注本一六四頁

【校異】 ①「王姥呉時人黃龍中」八字、鈎沈本作「呉時有王姥」五字。今據『事類賦注』改。

【注釈】 王姥 未詳。 黃龍中 黃龍年間。黃龍は呉の孫權の時の

年号、二二九—二三一。北斗君 人の死を司る神。『搜神記』卷三（第五四話。亦見『稗海』本『搜神記』卷一。）に「南斗注生、北斗注死。」（南斗は生に注ぎ、北斗は死に注ぐ。）とある。また『河圖帝覽嬉』（黄奭輯『通緯』據『開元占經』卷六一引）に「斗七星、富貴之官也。其旁二星主爵祿、其中一星主壽夭。」（斗七星は、富貴の官なり。其の旁の二星は爵祿を主り、其の中の一星は壽夭を主る。）とある。獅子 ライオン。『爾雅』釋獸「狻猊如虬貓、食虎豹」郭璞注に「即師子也。出西域。漢順帝時、疎勒王來獻犂牛及師子。」（即ち師子なり。西域に出づ。漢の順帝の時、疎勒王來たりて犂牛及び師子を獻ず。）とあり、後漢の時には中国に来ていたことが分かる。深目 彫りの深い眼。『春秋左氏傳』昭公四年に「深目而瑕喙」とある。天公 天帝。『漢書』卷九九上王莽傳上に劉京が上書して、齊郡臨淄縣昌興の亭長の辛當が、「吾、天公使也。」（吾は、天公の使なり）と言つて天帝の使者が来たのを夢みたことを記す。『搜神記』卷一〇（第二五四話）にも、「夢天公過而哀之」（夢に天公過ぎりて之を哀む）とある。また、『宋書』卷二四天文志二に載せる「庾翼與兄冰書」に、「此復是天公憤憤、無皁白之徵也。」（此れ復た是れ天公憤憤にして、皁白無きの徵なり。）とある。

【訓読】 王姥は、吳の時の人なり。黃龍中、年九歳にして病みて死し、朝自ら暮れに至り復た蘇りて、云ふ、「一老嫗を見るに、袂み將ちて飛び、北斗君に見ゆ。狗有り獅子の如く大にして、深目、井欄中に伏す。此れ天公の狗と云ふ」と。

【訳文】 王姥は、吳の時の人である。黃龍年間に、九歳で病氣になり亡くなったが、朝亡くなってから暮れに生き返つて、「一人の老婆を見かけたところ、その老婆は私を抱えて飛び上がり、北斗君に会いました。そこには獅子のような大きな犬がいて、彫りの深い眼をし

て、檻の中に伏せていました。それは天帝の犬だということでした」と言つた。

【補説】 死後に再生して、北斗に言つたことを語る話は、『搜神記』卷一五（第三六六話。『三國志』卷四八孫皓傳裴松之注引、『御覽』卷八七七引同。）にも見える。

吳臨海松陽人柳榮、從吳相張悌至揚州。榮病死船中二日、軍士已上岸、無有埋之者。忽然大叫言、「人縛軍師、人縛軍師。」聲甚激揚、遂活。人問之。榮曰、「上天北斗門下、卒見人縛張悌、意中大愕、不覺大叫言、『何以縛軍師。』門下人怒榮、叱逐使去。榮便怖懼、口餘聲發揚耳。」其日悌即戰死。榮至晉元帝時猶存。（吳の臨海松陽の人柳榮、吳相の張悌に従ひて揚州に至る。榮病みて船中に死して二日、軍士已に岸に上り、之を埋むる者有る無し。忽然として大いに叫びて言ふ、「人軍師を縛る、人軍師を縛る」と。聲甚だ激揚し、遂に活く。人々に問ふ。榮曰く、「天の北斗の門下に上るに、卒かに人の張悌を縛るを見て、意中大いに愕き、覺えず大いに叫びて言ふ、『何を以て軍師を縛るか』と。門下の人榮を怒り、叱逐して去らしむ。榮便ち怖懼するも、口餘聲の發揚するあるのみ」と。其の日悌即ち戰死す。榮は晉の元帝の時に至るも猶ほ存す。）

また、道士が夢の中で北斗に行き死の予告を聞く話もある。

○『搜神記』卷一〇（第二六〇話。『御覽』卷四〇〇引同。）

吳時、嘉興徐伯始病、使道士呂石安神座。石有弟子戴本、王思二人、居住海鹽。伯始迎之、以助。石晝臥、夢上天北斗門下、見外鞍馬三匹。云、「明日當以一迎石、一迎本、一迎思。」石夢覺、語本、思云、「如此、死期。可急還、與家別。」不卒事而去。伯始怪而留之。曰、「懼不得見家也。」聞一日、三人同時死。（吳の時、

嘉興の徐伯始病み、道士呂石をして神座を安か^おしむ。石に弟子戴本・王思の二人有り、海鹽に居住す。伯始之を迎へ、以て助けしむ。石晝臥し、夢に天の北斗の門下に上り、鞍を外せし馬三匹を見る。云ふ、「明日當に一を以て石を迎へ、一もて本を迎へ、一もて思を迎ふべし」と。石夢覺め、本・思に語^かけて云ふ、「此くの如きは、死期なり。急ぎ還り、家と別るべし」と。事を卒へずして去る。伯始怪しみて之を留む。曰く、「家に見ふを得ざらんことを懼るるなり」と。一日を聞^たてて、三人同時に死す。

58 吳時、陳仙以商賈爲事、驅驢行。忽過一空宅、廣廈朱門、都不見人。仙牽驢入宿。至夜、聞有語聲。「小人無畏、敢見行災。」便有一人逕到仙前、叱之曰、「汝敢輒入官舍。」時籠月曖昧、見其面上靨深、目無瞳子、唇齩齒露、手執黃絲。仙即奔走後村①、具說事狀。父老云、「舊有惡鬼。」明日、看所見屋宅處、並高墳深塚。(廣記三百十七)※鄭晚晴輯注本一二八頁

【校異】①「村」字、鈞沈本作「邨」、今據『廣記』改。

【注釈】陳仙 未詳。敢見行災 妄りにこの場を汚している。「敢」はやりにくいことを行ふ意、「見」は会話の話し手が文の主語(ここでは「災を行ふ」陳仙)に「くされる」意を表し、受身の「る」「らる」と訓ず。靨深 ほくろやあざがいつぱいあってどす黒いという意であろう。「靨」は、ほくろやあざの意。唇齩齒露 唇がめくられて歯がむき出しになっている。高墳深塚 高く大きな墓と奥に深く続く墓道。「塚」は墳墓の中の墓室にいたる道。

【訓読】 吳の時、陳仙 商賈を以て事と爲し、驢を驅りて行く。忽ち一の空宅を過ぎるに、廣廈朱門にして、都て人を見ず。仙驢を牽き入りて宿る。夜に至り、語聲有るを聞く。「小人畏るる無く、敢へ

て災を行はる」と。便ち一人有り逕ちに仙の前に到り、之を叱して曰く、「汝敢へて輒ち官舍に入る」と。時に籠月にして曖昧なるも、其の面上靨深にして、目に瞳子無く、唇齩齒露れ、手に黃絲を執るを見る。仙即ち後村に奔走し、具に事狀を説ふ。父老云ふ、「舊惡鬼有り」と。明日、見し所の屋宅の處を看れば、並びに高墳深塚なり。

【訳文】 吳の時、陳仙は商いを仕事とし、ろばに乗って行商していた。ふと一軒の空き家の前にさしかかったところ、その家は大きな屋敷で朱塗りの門があったが、人の気配は全くなかった。陳仙はろばをひいて中に入りそこに宿をとった。夜になり、「賤しいやつめ、恐れを知らず、妄りにこの場を汚しているぞ」という話し声が聞こえてきた。するとすぐに一人の男がまっすぐ陳仙の前にやって来て、叱りつけて、「おまえはよくも妄りに官舎に立ち入ったな」と言った。その時はおぼろ月であたりはかすんでいたが、その顔はほくろやあざでどす黒く、目には瞳がなく、唇はめくられて歯がむき出しになり、手に黄色の紐を持っているのが見えた。陳仙はすぐに先ほど通った村に走り帰り、つぶさに事情を話した。村の老人は、「あそこには昔から悪鬼がいる」と言った。翌日、昨晚見た屋敷の場所を見ると、そこには大きな墳墓とその奥に続く墓道があった。

【補説】 宿泊した場所が墓であったというのは、幽鬼や怪異に出会う際の最も典型的なパターンであり、この話のように恐怖を語ったり、或いは妖怪退治の話になったり、墓中の娘と結ばれる幽婚譚になったりする。なお、この話は他書に見られない。

(續)